

# AB&Company.

## 第5回 定時株主総会

# 招集ご通知

### 新型コロナウイルス感染対策に関するお知らせ

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力書面又はインターネットによる事前の議決権の行使をいただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。また、会場の座席数に限りがあることから、当日は入場制限をさせていただくことがございます。

### お土産について

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 開催日時

2023年1月27日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

### 開催場所

東京都新宿区新宿四丁目3番25号  
TOKYU REIT新宿ビル7階  
リロコンフォート新宿 ルームA+B

### 議案

第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役4名選任の件

### 目次

第5回定時株主総会招集ご通知……………	1
(提供書面)	
事業報告……………	5
連結計算書類……………	30
計算書類……………	33
監査報告……………	36
株主総会参考書類……………	43

証券コード 9251  
2023年1月12日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目16番6号  
新宿イーストスクエアビル6階  
株式会社AB&Company  
代表取締役 市 瀬 一 浩

## 第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力書面又はインターネットによる事前の議決権の行使をいただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面又はインターネットによる事前の議決権の行使をされる場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年1月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2023年1月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）   |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区新宿四丁目3番25号TOKYU REIT新宿ビル7階<br>リココンフォート新宿 ルームA+B<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第5期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第5期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項<br>第1号議案   | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案           | 取締役4名選任の件  |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ab-company.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 法令及び当社定款第18条の規定に基づき、本招集ご通知に提供すべき書類のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ab-company.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書類には記載いたしておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面は会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 会場の座席数に限りがあることから、当日は入場制限をさせていただくことがございます。
- ◎ 会場受付付近にアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年1月27日（金曜日）  
午前10時  
(受付開始:午前9時30分)



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年1月26日（木曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年1月26日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

(印欄)  
○○○○○○○

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

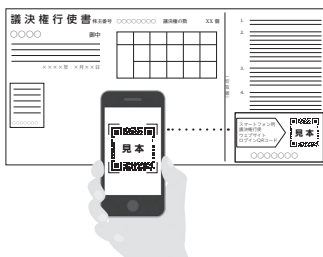
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

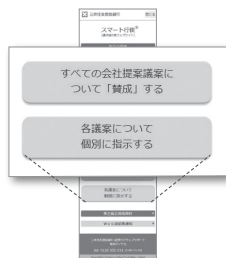
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

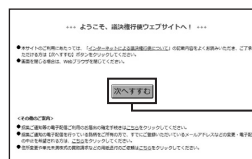
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

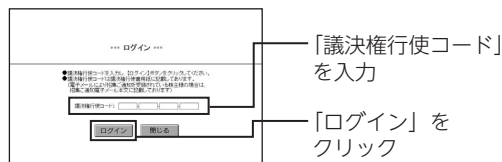
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

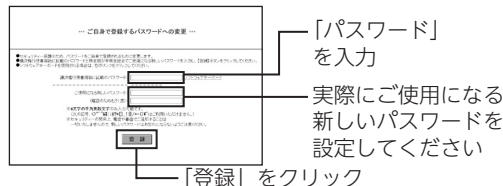
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の世界的な流行により、急激な感染再拡大が見られたものの、2022年3月にまん延防止等重点措置が全国で解除となり、日常生活の制約や経済活動への制限も緩和され、景気に持ち直しの動きが見受けられました。

しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格やエネルギーコストの高騰や、急激な円安の進行により消費者物価の上昇が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、企業理念に「スタイリストファーストを信念にお客さまに幸せと喜びを提供する」ことを掲げ、美容室業界の課題であるスタイリストの長時間労働、低賃金、高離職率を是正し、新たなキャリアデザインを創造することでスタイリスト自身の喜びに繋げることが、さらなるお客さまの幸せに繋がると考え、その実現に向けて日々の経営に取り組んでおります。

また、「お客さまに感動を与える美容室という劇場を全国に展開する」ことをブランドビジョンに掲げ、「Challenge Yourself (自分に挑戦する)」「Never Give Up (決して諦めない)」「Stay Innovative (革新的であり続ける)」を行動指針としております。

当社グループは、経営理念やビジネスモデルを全国に浸透させ、より多くのお客さま、スタイリスト、フランチャイズオーナーの皆様にも幸せをもたらすため、業容の拡大を続けてまいりました。今後もお客さまにコストパフォーマンスに優れたサービスを提供するとともに、スタイリストの勤務環境や社会的地位の向上を目指し、フランチャイズ事業を軸に、更なる出店を推進してまいります。当連結会計年度においては、従来にも増して積極的な新規出店を推進したことで過去最高の133の店舗数純増を実現いたしました。

また、フランチャイズオーナーの育成推進とそれに伴う地方展開の加速により、2022年10月末現在31人(直営美容室運営会社5社を除く)のフランチャイズオーナーが全国各地に拠点を構えており、関東地方や大都市圏に店舗が集中することもなく、日本各地の地方都市にも

店舗展開していることもAgu.グループの特徴であります。

今後もフランチャイズオーナーの育成を推進し、地方での店舗展開を加速してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は12,592百万円（前連結会計年度比15.4%増）、営業利益は1,365百万円（同9.8%減）、親会社の所有者に帰属する当期純利益は830百万円（同11.8%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### （直営美容室運営事業）

直営美容室運営事業につきましては、新規出店及び株式会社BELLTREE・株式会社KESHIKIの連結子会社化に伴う直営店舗増加が主因で美容サービス収益が増加しました。この結果、売上収益は9,847百万円（同15.6%増）となりました。この内、外部収益は9,847百万円（同15.6%増）となりました。

一方で、新型コロナウイルス／オミクロン株出現の影響による1店舗あたりの平均売上収益の減少や資産除去債務の見積り変更に伴う減価償却費の増加、その他セグメントに係る経営指導料の増加等により、セグメント利益は161百万円（同49.3%減）となりました。

#### （フランチャイズ事業）

フランチャイズ事業につきましては、フランチャイズ店の新規出店及び既存店の増収により、ロイヤリティー収益が増加いたしました。この結果、売上収益は2,063百万円（同12.2%増）となりました。この内、外部収益は1,308百万円（同16.1%増）となりました。

一方で、事業拡大に伴う人員の増加やその他セグメントに係る経営指導料の増加等により、セグメント利益は870百万円（同3.3%減）となりました。

#### （インテリアデザイン事業）

インテリアデザイン事業につきましては、直営店舗及びフランチャイズ店舗の新規出店により、内装工事等の受注が増加いたしました。この結果、売上収益は1,861百万円（同15.2%増）となりました。この内、外部収益は1,437百万円（同13.3%増）となりました。

一方で、人員の増加に伴う人件費の増加により、セグメント利益は141百万円（同1.9%増）となりました。

## 事業別売上高

事業区分	第4期 (2021年10月期) (前連結会計年度)		第5期 (2022年10月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
直営美容室運営事業	8,516百万円	71.1%	9,847百万円	71.5%	1,330百万円	15.6%
フランチャイズ事業	1,838	15.3	2,063	15.0	224	12.2
インテリアデザイン事業	1,615	13.6	1,861	13.5	246	15.2
合計	11,970	100.0	13,771	100.0	1,800	15.0

## 外部顧客への事業別売上高

事業区分	第4期 (2021年10月期) (前連結会計年度)		第5期 (2022年10月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
直営美容室運営事業	8,516百万円	78.1%	9,847百万円	78.2%	1,330百万円	15.6%
フランチャイズ事業	1,126	10.3	1,308	10.4	181	16.1
インテリアデザイン事業	1,268	11.6	1,437	11.4	169	13.3
合計	10,911	100.0	12,592	100.0	1,681	15.4

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4,252百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

直営美容室運営事業 株式会社ロイネス 新規出店に伴う店舗新設等  
株式会社agir  
株式会社Puzzle  
株式会社BELLTREE  
株式会社KESHIKI

フランチャイズ事業 B-first株式会社 POSレジ開発等

### ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

フランチャイズ事業 B-first株式会社 CRMシステムの運用開始



- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項ありません
- 二. 当連結会計年度中に実施した当社の連結子会社による全株式取得  
J ISLAND INC.  
株式会社BELLTREE  
株式会社KESHIKI
- ③ 資金調達の状況
- 当連結会計年度におきまして、当社グループでは株式会社BELLTREEと株式会社KESHIKIの株式取得資金の一部として金融機関より長期借入金884百万円、短期借入金200百万円の資金調達を行いました。なお、金融機関に対する借入金につきまして1,145百万円の返済を行っております。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分		第 2 期 (2019年10月期)	第 3 期 (2020年10月期)	第 4 期 (2021年10月期)	第 5 期 (当連結会計年度) (2022年10月期)
売 上 収 益	(百万円)	8,700	9,630	10,911	12,592
営 業 利 益	(百万円)	1,061	1,104	1,514	1,365
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(百万円)	614	584	941	830
基本的 1 株当たり 当 期 利 益	(円)	41.73	39.68	63.87	56.10
資 産 合 計	(百万円)	18,109	18,822	19,339	23,053
資 本 合 計	(百万円)	5,415	5,998	6,940	7,910

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第 2 期 (2019年10月期)	第 3 期 (2020年10月期)	第 4 期 (2021年10月期)	第 5 期 (当事業年度) (2022年10月期)
営 業 収 益	(百万円)	518	465	1,025	764
当 期 純 利 益	(百万円)	74	28	592	125
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	5.02	1.94	40.18	8.51
総 資 産	(百万円)	12,800	12,588	12,532	12,705
純 資 産	(百万円)	5,099	5,127	5,719	6,004

## (3) 重要な子会社の状況

## ① 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
B-first株式会社	100万円	100%	AgUグループ フランチャイズ本部
株式会社ロイネス	300万円	100%	直営美容室展開 当期末現在：93店舗
株式会社Puzzle	500万円	100%	直営美容室展開 当期末現在：94店舗
株式会社agir	100万円	100%	直営美容室展開 当期末現在：74店舗
株式会社建.LABO	700万円	100% (100%)	インテリアデザイン事業
株式会社BELLTREE	30万円	100% (100%)	直営美容室展開 当期末現在：57店舗
株式会社KESHIKI	30万円	100% (100%)	直営美容室展開 当期末現在：46店舗
AGU NY, Inc.	450千USD	100% (100%)	直営美容室展開 当期末現在：1店舗
J ISLAND INC.	250千USD	100% (100%)	直営美容室展開 当期末現在：1店舗

(注) 1. 議決権比率内の( )内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 当社連結子会社である株式会社ロイネスは、2022年5月31日付で、同業他社と共同出資により運営していたJ ISLAND INC.の全株式を取得し、同社を子会社化(当社の孫会社化)いたしました。
3. 当社連結子会社であるB-first株式会社は、2022年8月31日付で、当社グループのフランチャイジーである株式会社BELLTREE及び株式会社KESHIKIの全株式を取得し、両社を子会社化(当社の孫会社化)いたしました。

② 特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
B-first株式会社	東京都新宿区新宿二丁目16番6号 新宿イーストスクエアビル6階	6,705百万円	12,705百万円
株式会社ロイネス	東京都新宿区新宿二丁目16番6号 新宿イーストスクエアビル6階	2,578百万円	

(4) 対処すべき課題

当社グループの経営戦略を達成するため、下記を重要課題と認識し、課題克服に取り組んでまいります。

<収益拡大のための取組み・課題>

① スタイリストの採用及び育成

当社グループは、人材を最重要視しており、創業以来、低賃金かつ長時間労働等が常態化している美容室業界の変革を目指しております。更なる店舗展開においては優秀な人材の採用及び育成が不可欠と認識しております。そのため、当社グループは、フランチャイズオーナー制度、完全歩合制の導入、約1年程度で美容学校の新卒生を育成しスタイリストデビューを可能とする育成プログラム等により、独立志向の強い美容師、結婚・出産を経験した女性美容師など多種多様なキャリアプランに応じて働ける環境を構築してまいります。また、中途スタイリストの主な流入経路はリファラル（スタイリストからの紹介）によるものであり、今後もスタイリストにとって働きやすい環境を提供することでリファラル採用を強化してまいります。その他、WEB求人広告や美容師専門の人材紹介会社等を活用してスタイリスト確保を図っております。

② フランチャイズオーナーの育成推進とそれに伴う地方展開の加速

Aguグループは、原則として外部からフランチャイズオーナーを募ることなく、Aguグループで育ったスタイリストをフランチャイズオーナーに起用する独自のモデルを採用しております。同モデルを採用することにより、帰属意識の高いフランチャイズオーナーを輩出し、離反リスクを低く保ちつつフランチャイズ展開を行うことが可能となっております。また、同じグループ出身であることから、フランチャイズオーナー同士が密にコミュニケーションをとる

風土が醸成されており、店舗運営ノウハウ等の共有が行われるとともに、出店立地についてはカニバリゼーションが起きにくい組織形態となっております。さらに、人材採用、マーケティング戦略、資金調達、計数管理や記帳等の様々な面においてフランチャイザーであるB-first株式会社がフランチャイズオーナーの支援を行っており、Agu.グループに所属し続けるメリットを提供し続けることで離反リスクをさらに低く保っていると考えております。

また、2022年10月末現在31人（直営美容室運営会社5社を除く）のフランチャイズオーナーが全国各地に拠点を構えており、関東地方や大都市圏に店舗が集中することもなく、日本各地の地方都市にも店舗展開していることもAgu.グループの特徴であります。今後もフランチャイズオーナーの育成を推進し、地方での店舗展開を加速してまいります。

### ③ 効率的な店舗オペレーション

店舗の収益を拡大していくためには、優秀なフランチャイズオーナー及びエリアマネージャーによる効率的な店舗オペレーションが重要であると認識しております。当社グループは、オーナー会議やエリアマネージャーミーティング等を通じて、当社グループの運営ノウハウを共有できる環境を構築し、フランチャイズオーナー及びエリアマネージャーの育成に注力してまいります。

### <キャッシュ・フロー及び財務基盤の強化>

当社グループは、財務基盤の一段の強化及びキャッシュ・フローの改善を目的として、2020年10月に既存借入金のリファイナンスにより、5,890百万円の資金を、新型コロナウイルス感染症の流行に備えた借入を690百万円行っております。加えて2022年8月にはフランチャイジーであった株式会社BELLTREE、株式会社KESHIKIの株式取得関連資金（既存借入返済資金と運転資金を含む）として1,084百万円を調達いたしました。当社ではネットレバレッジレシオという指標を用いて借入水準を管理しており、現状の借入水準は適正範囲内と認識しているものの、中長期的に事業活動を安定的に継続できるよう財務基盤を強化してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

事業区分	事業内容
直営美容室運営事業	直営美容室の経営を行っております。 (当期末直営社数/店舗数：7社/366店舗)
フランチャイズ事業	B-first株式会社を通じて美容室のフランチャイズビジネスを展開しております。(当期末加盟社数/店舗数：31社/428店舗)
インテリアデザイン事業	主にグループの美容室の出店に関して店舗デザインや施工業者のアレンジを行っております(グループ以外の案件も受注します)。

#### (6) 主要な事業所 (2022年10月31日現在)

##### ① 当社

本 社	東京都新宿区
-----	--------

##### ② 子会社

B-first株式会社	本社(東京都新宿区)
株式会社ロイネス	本社(東京都新宿区)
株式会社Puzzle	本社(宮城県仙台市)
株式会社agir	本社(愛知県知多市)
株式会社建.LABO	本社(東京都新宿区)
株式会社BELLTREE	本社(神奈川県川崎市)
株式会社KESHIKI	本社(長野県松本市)
AGU NY, Inc.	本社(米国ニューヨーク州)
J ISLAND INC.	本社(米国ハワイ州)

**(7) 使用人の状況** (2022年10月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
直営美容室運営事業	147 (11) 名	56名増 (7名増)
フランチャイズ事業	32 (10)	8名増 (1名増)
インテリアデザイン事業	31 (3)	－ (3名増)
その他	14 (－)	－ (－)
合計	224 (24)	64名増 (11名増)

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14 (－) 名	－ (－)	41.5歳	1.8年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2022年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行(注)	4,655百万円

(注) 株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとする株式会社三菱UFJ銀行と株式会社りそな銀行の協調融資によるものであります。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2022年4月4日付で、東京証券取引所の市場区分再編に伴い、マザーズ市場からグロース市場へ移行いたしました。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年10月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 58,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,022,414株 |

- (注) 1. 2021年11月18日付の公募増資により、発行済株式総数は50,000株増加し、14,786,320株となっております。
2. 2022年2月25日付の取締役等に対する譲渡制限付株式の付与の為、発行済株式総数は9,894株増加し、14,796,214株となっております。
3. 2022年7月27日付の新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は22,000株増加し、14,818,214株となっております。
4. 2022年9月26日付の新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は6,000株増加し、14,824,214株となっております。
5. 2022年10月5日付の新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は198,200株増加し、15,022,414株となっております。

- |       |         |
|-------|---------|
| ③ 株主数 | 14,834名 |
|-------|---------|

④ 大株主の状況（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Sunrise Capital III, L.P.	2,633千株	17.5%
丹 内 悠 佑	1,515千株	10.0%
Sunrise Capital III (JPY), L.P.	1,428千株	9.5%
Sunrise Capital III (Non-US), L.P.	1,144千株	7.6%
株 式 会 社 L o g o t y p e	1,031千株	6.8%
株 式 会 社 S u n F l o w e r	1,031千株	6.8%
市 瀬 一 浩	495千株	3.3%
STATE STREET BANK CLIENT O M N I B U S O M O 4	445千株	2.9%
株 式 会 社 I . M . C	442千株	2.9%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	354千株	2.3%

- (注) 1. 自己株式は保有していません。  
 2. 株式会社Logotype、株式会社SunFlower、株式会社I.M.Cは当社代表取締役市瀬一浩の資産管理会社であります。  
 3. 持株比率の小数点第2位以下は切り捨てしています。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員等に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,884株	2名
執行役員	3,770株	2名
子会社の取締役	4,240株	4名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告22頁「⑤取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2018年5月16日	
新 株 予 約 権 の 数		17,570個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	351,400株
		(新株予約権1個につき)	20株)
新株予約権の払込金額		70円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	7,040円
		(1株当たり)	352円)
権 利 行 使 期 間		2018年5月25日から 2025年5月16日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	3,700個
		目的となる株式数	74,000株
		保有者数	1名

- (注) 1. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。
2. (1)新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、又は当該時点における当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部を第三者に対して譲渡する場合にのみ新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に関わらず新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができない。
- (a)「新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合、その他当社普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)
- (b)新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取

引所にも上場されていない場合、「新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c)新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が「新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

(d)新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が「新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額となったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の代表取締役（当社が取締役会設置会社になった場合には取締役会）が第三者評価機関等と協議の上、本項への該当を判断するものとする。）。

(3)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、又は自身が運営するFC店舗が当社の傘下にあることを要する（なお、「傘下」とは、当該店舗が当社関係会社と資本関係を有する場合、又は当社関係会社とフランチャイズ契約を締結している場合等を意味する。）。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社代表取締役（当社が取締役会設置会社となった場合には取締役会）が認めた場合は、この限りではない。

(4)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(5)新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(6)各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

③ 新株予約権に関する重要な事項該当事項はありません。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役及び監査役の状況 (2022年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	市瀬 一 浩	B-first株式会社 代表取締役
取 締 役	永 島 光	CFO経営管理本部長 AGU NY, Inc. President J ISLAND INC. President
取締役 ( 社 外 )	森 学	SakeWiz株式会社 代表取締役
取締役 ( 社 外 )	岩 田 真 吾	三星毛糸株式会社 代表取締役 三星ケミカル株式会社 代表取締役 三星染整株式会社 代表取締役 株式会社ウラノス 代表取締役 株式会社レグルス 代表取締役
常 勤 監 査 役	川 村 真 利	川村公認会計士事務所 所長
監査役 ( 社 外 )	小 田 原 崇 行	小田原公認会計士事務所 代表 株式会社OdaCon 代表取締役 株式会社Braintree 代表取締役
監査役 ( 社 外 )	美 和 薫	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役森学氏及び岩田真吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役小田原崇行氏及び美和薫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2022年1月27日開催の第4回定時株主総会において、川村真利氏は新たに監査役に就任いたしました。
4. 常勤監査役川村真利氏及び社外監査役小田原崇行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役美和薫氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外取締役森学氏及び岩田真吾氏並びに社外監査役小田原崇行氏及び美和薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。
8. 社外監査役美和薫氏の戸籍上の氏名は、三木薫であります。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
清 塚 徳	2022年1月27日	任期満了	社外取締役
阪 本 昌 子	2022年5月31日	辞任	常勤監査役

(注) 元常勤監査役の阪本昌子氏は、過去に当社の子会社B-first株式会社の経理部門において業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、2022年5月31日をもって辞任いたしました元常勤監査役の阪本昌子氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が役員としての職務に関し行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金、訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	49百万円 (12)	47百万円 (12)	2百万円 (-)	4名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19 (10)	19 (10)	-	4 (2)
合計 (うち社外役員)	68 (22)	66 (22)	2 (-)	8 (4)

(注) 1. 上表には、無報酬の取締役1名(うち社外取締役1名)を除いております。

2. 取締役の報酬限度額は、2021年1月27日開催の第3回定時株主総会において、合計年間総額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は3名)です。

また、金銭報酬とは別枠で2022年1月27日開催の第4回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)の譲渡制限付株式報酬額として、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は2名)です。

3. 監査役の報酬限度額は、2022年1月27日開催の第4回定時株主総会において、合計年間総額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は2名)です。

4. 上表には、2022年5月31日に退任した監査役1名を含んでおります。

5. 取締役会は、代表取締役社長 市瀬一浩に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

6. 上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額には当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑥ 社外役員に関する事項  
 当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 森 学	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>他社の取締役として培われた豊富な知識と経験に基づき、取締役会、任意の指名報酬委員会の委員長として意思決定の適正を確保するための助言、提言を行っており、適切な役割を果たしております。</p>
社外取締役 岩田 真吾	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>他社の取締役として培われた豊富な知識と経験に基づき、取締役会、任意の指名報酬委員会において意思決定の適正を確保するための助言、提言を行っており、適切な役割を果たしております。</p>
社外監査役 小田原 崇行	<p>当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会13回それぞれ全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会、監査役会、任意の指名報酬委員会において必要な発言を行っており、経営への助言・監督等に係る役割を果たしております。</p>
社外監査役 美和 薫	<p>当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会13回それぞれ全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会、監査役会、任意の指名報酬委員会において必要な発言を行っており、経営への助言・監督等に係る役割を果たしております。</p>



#### (4) 会計監査人の状況

①名称 太陽有限責任監査法人

##### ②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

##### ④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、常勤監査役から、会計監査人を解任した旨と理由を報告する方針です。

また、当社では、会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役の全員の同意を得た上で、監査役会において当該会計監査人を不再任に関する議案の内容を決定いたします。

##### a. 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の品質管理、監査チームの体制と独立性及びその報酬の妥当性などを勘案し、会計監査人の選定をしております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当することが認められる場合であって、会計監査人を解任すべきと判断したときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任することとしております。

また、監査の信頼性や品質等を考慮し、会計監査人を解任又は不再任とすべきであると判断した場合には会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

#### b. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は毎期監査法人に対して評価を行っております。監査役及び監査役会は会計監査人と緊密なコミュニケーションを取っており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人について、「会計監査人の評価基準」に基づき、独立性・専門性、監査体制の適切性、監査の実施内容及びその品質等を総合的に勘案し、問題はないと評価しております。

#### ⑤監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、前期以前の監査時間及び職務遂行状況や報酬見積の妥当性等を検討した結果、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。当社は、会社法及び会社法施行規則にもとづき、以下のとおり当社の業務ならびに当社および当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は経営理念、倫理綱領等、コンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (b) コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- (c) 内部監査室は経営管理本部と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
- (d) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程にし

- たがい保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- (b) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社及び子会社のリスクを網羅、総括的管理を行う。
- (b) 新たに発生したリスクについては、「リスク管理規程」に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会にはかかるものとする。
- (c) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- (b) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
- (c) その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
- (d) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
- (b) 内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、代表取締役及び経営会議等に報告するものとする。
- (c) 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使

用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
  - (b) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
  - (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 当社及び子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
    - i 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
    - ii 会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
    - iii その他当社行動規範、倫理綱領への違反で重大なもの
  - (b) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。
  - (c) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- ⑧ その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
  - (b) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ⑨ 監査役への職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- 監査役への職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役への請求等に従い円滑に行える体制とする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

- (b) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社倫理綱領において、「市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社会的勢力及び団体には、断固たる姿勢で臨む」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
- (b) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役の職務の執行について

取締役会を19回開催し、取締役及び監査役の出席の下、各議案について十分な審議を経た上で決議を行い、また取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

### ② コンプライアンスに対する取組み

コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス規程を定め、違反行為等が発生した場合には防止対策の策定や全社に向けた注意喚起を行っております。

### ③ 子会社管理体制

子会社の管理につきましては、関係会社管理規程に基づき、子会社における重要な経営情報については適宜当社に報告されており、業務の適正の確保を図っております。

### ④ 監査役の監査体制

当事業年度において、監査役会を13回開催し監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席のほか、経営会議その他の重要な会議へ出席すること等により情報収集に努め、意思決定の過程及び職務の執行状況を把握することにより、効果的な監査業務を遂行しております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としており、2022年10月期の期末配当については、2022年12月15日の取締役会で1株28.07円と決定いたしました。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当及び中間配当ともに株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることが出来る旨を当社定款に定めております。

# 連結財政状態計算書

(2022年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,179</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,082</b>
現金及び現金同等物	1,941	営業債務及びその他の債務	941
営業債権及びその他の債権	757	契 約 負 債	31
棚 卸 資 産	71	借 入 金	1,029
その他の流動資産	408	リ ー ス 負 債	1,341
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>19,874</b>	未 払 法 人 所 得 税 等	285
有形固定資産	1,388	そ の 他 の 流 動 負 債	453
使用権資産	4,609	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>11,061</b>
の れ ん	8,502	借 入 金	5,780
無 形 資 産	4,403	リ ー ス 負 債	3,204
その他の金融資産	525	引 当 金	727
繰延税金資産	412	繰 延 税 金 負 債	1,348
その他の非流動資産	32	そ の 他 の 非 流 動 負 債	0
		<b>負 債 合 計</b>	<b>15,143</b>
		<b>(資 本 の 部)</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	<b>7,910</b>
		資 本 金	169
		資 本 剰 余 金	4,977
		利 益 剰 余 金	2,754
		その他の資本の構成要素	7
		<b>資 本 合 計</b>	<b>7,910</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,053</b>	<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>23,053</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	12,592
売 上 原 価	6,435
売 上 総 利 益	6,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,808
そ の 他 収 益	61
そ の 他 費 用	44
営 業 利 益	1,365
金 融 収 益	16
金 融 費 用	99
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2
税 引 前 利 益	1,284
法 人 所 得 税 費 用	454
当 期 利 益	830
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	830
当 期 利 益	830

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結持分変動計算書

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	その他の資本の構成要素		
				在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計
2021年11月1日時点の残高	90	4,924	1,924	0	1	1
当期利益	-	-	830	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	6	-	6
当期包括利益合計	-	-	830	6	-	6
新株の発行	39	13	-	-	-	-
新株予約権の行使	40	40	-	-	△0	△0
所有者との取引額合計	79	53	-	-	-	△0
2022年10月31日時点の残高	169	4,977	2,754	6	0	7

	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	資本合計
2021年11月1日時点の残高	6,940	6,940
当期利益	830	830
その他の包括利益	6	6
当期包括利益合計	836	836
新株の発行	52	52
新株予約権の行使	79	79
所有者との取引額合計	132	132
2022年10月31日時点の残高	7,910	7,910

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>337</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>805</b>
現金及び預金	198	1年以内返済予定の長期借入金	617
売掛金	128	未払金	22
前払費用	4	未払費用	56
その他	6	未払法人税等	77
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,367</b>	預り金	4
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>21</b>	賞与引当金	1
建物附属設備	20	その他	26
工具、器具及び備品	1	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,894</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,345</b>	長期借入金	4,038
関係会社株式	12,086	関係会社長期借入金	1,780
関係会社長期貸付金	180	資産除去債務	35
繰延税金資産	13	その他	41
差入保証金	57	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,700</b>
その他	7	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,705</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,003</b>
		資 本 金	169
		資 本 剰 余 金	5,116
		資 本 準 備 金	2,673
		その他資本剰余金	2,442
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>718</b>
		その他利益剰余金	718
		繰越利益剰余金	718
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>0</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,004</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>12,705</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			764
営 業 費 用			514
営 業 利 益			250
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		1	
受 取 出 向 料		2	
そ の 他		0	5
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		56	
支 払 手 数 料		2	
そ の 他		0	58
経 常 利 益			196
税 引 前 当 期 純 利 益			196
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		75	
法 人 税 等 調 整 額		△4	70
当 期 純 利 益			125

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計 合	新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	90	2,593	2,442	5,036	592	592	5,718	1	5,719
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益	-	-	-	-	125	125	125	-	125
新 株 の 発 行	39	39	-	39	-	-	79	-	79
新 株 予 約 権 の 行 使	40	40	-	40	-	-	80	△0	79
当 期 変 動 額 合 計	79	79	-	79	125	125	125	0	284
当 期 末 残 高	169	2,673	2,442	5,116	718	718	6,003	0	6,004

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年12月19日

株式会社AB&Company  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野田 大輔 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AB&Companyの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社AB&Company及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年12月19日

株式会社AB&Company  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野田 大輔 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AB&Companyの2021年11月1日から2022年10月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、非常勤監査役は常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月20日

株式会社AB&Company	監査役会
常勤監査役	川村 真利 ㊟
社外監査役	小田原 崇行 ㊟
社外監査役	美和 薫 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する事が出来る旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となる為、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（下線は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
<p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="409 344 495 368">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="409 851 495 875">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="765 178 1264 202">第18条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p data-bbox="765 223 1342 344">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="765 368 1342 538">2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p data-bbox="765 562 817 586">附則</p> <p data-bbox="765 610 1342 780">第1条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</p> <p data-bbox="765 804 1342 1070">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="765 1094 1342 1164">2 本附則は、前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日をもってこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	いち の せ か ず ひ ろ 市 瀬 一 浩 (1981年2月2日)	2003年 4月 hair salon asia AOYAMA入社 2009年 2月 美容室「Alice hair salon」設立 2011年 1月 株式会社ロイネス代表取締役 2011年12月 B-first株式会社代表取締役（現任） 2018年11月 当社代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) B-first株式会社代表取締役	3,000,942株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            取締役候補者市瀬一浩氏は、当社グループの創業者及び総責任者として強いリーダーシップを発揮し、グループ企業理念やビジネスモデル浸透に取り組んできました。今後も当社グループの更なる企業価値の創出に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 株 式 数
2	なが しま ひかる 永 島 光 (1971年5月25日)	1995年 4月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそなホールディングス）入行 2002年 2月 PwCアドバイザリー株式会社（現 PwCアドバイザリー合同会社）入社 2004年 4月 NIF Ventures（現 大和企業投資株式会社）入社 2008年 3月 三井物産企業投資株式会社入社 2010年 5月 株式会社エー・アイ・ピー（現 楽天インサイト・グローバル株式会社）取締役 2012年 5月 AIP Research and Consulting Pte. Ltd.（現 Rakuten Insight Singapore Pte. Ltd.（Singapore））取締役 2018年 5月 B-first株式会社執行役員CFO 2018年10月 株式会社建.LABO取締役（現任） 2018年11月 当社執行役員 2018年11月 B-first株式会社取締役（現任） 2018年11月 株式会社Puzzle取締役（現任） 2018年11月 株式会社agir取締役（現任） 2019年 1月 株式会社ロイネス取締役（現任） 2019年 2月 当社取締役CFO経営管理本部長（現任） 2019年 7月 AGU NY, Inc.取締役 2022年 7月 J ISLAND INC.President（現任） 2022年 8月 AGU NY, Inc.President（現任） （重要な兼職の状況） J ISLAND INC.President AGU NY, Inc.President	942株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役候補者永島光氏は、当社の管理部門の統括責任者として、株主・投資家にわかりやすい透明性の高い情報開示や株主利益に資する的確な経営判断と決断力を発揮してまいりました。今後も総合的な知見が更なる当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る の 株 式 数
3	もり 森 まなぶ 学 (1964年12月7日)	1985年 4月 大明電話工業株式会社（現 株式会社ミライト・ワン）入社 1989年 1月 株式会社JICC（株式会社宝島社）入社 2000年 6月 株式会社インフォシーク（現 楽天グループ株式会社）入社 2002年 1月 株式会社インフォシーク（現 楽天グループ株式会社）代表取締役 2002年12月 ライコスジャパン株式会社（現 楽天グループ株式会社）代表取締役 2003年 4月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）取締役 2005年11月 楽天リサーチ株式会社（現 楽天インサイト株式会社）代表取締役 2016年 4月 同社取締役会長 2017年 6月 FIRENZE SAKE株式会社（現 SakeWiz株式会社）代表取締役（現任） 2018年 4月 スターティアホールディングス株式会社取締役（現任） 2018年 7月 株式会社アイディエーション取締役 2019年12月 当社社外取締役（現任） 2021年11月 HRクラウド株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） SakeWiz株式会社代表取締役	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>取締役候補者森学氏は、楽天株式会社の子会社としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、今後も当社の経営の監督をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	いわ た しん ご 岩田 真吾 (1981年8月7日)	2004年 4月 三菱商事株式会社入社 2006年 3月 Boston Consulting Group入社 2009年 9月 株式会社ミツボシ（現 三星毛糸株式会社）代 表取締役 2010年 3月 三星染整株式会社代表取締役（現任） 2010年 3月 株式会社ウラノス代表取締役（現任） 2010年 3月 三星毛糸株式会社代表取締役（現任） 2011年 6月 株式会社アストン（現 三星ケミカル株式会 社）取締役 2015年10月 三星ケミカル株式会社代表取締役（現任） 2015年10月 株式会社レグルス代表取締役（現任） 2016年 6月 認定NPO法人Homedoor理事（現任） 2020年 3月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 三星毛糸株式会社代表取締役 三星ケミカル株式会社代表取締役 三星染整株式会社代表取締役 株式会社ウラノス代表取締役 株式会社レグルス代表取締役	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>取締役候補者岩田真吾氏は、コンサルティング会社での経験を有するほか、長年、三星毛糸株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、今後も当社の経営の監督をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 森学氏、岩田真吾氏は、社外取締役候補者であります。
  - (2) 森学氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年1か月になります。
  - (3) 岩田真吾氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年10か月になります。
3. 当社は各取締役(業務執行取締役等を除く)との間に、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。森学氏、岩田真吾氏の再任が承認された場合は、当社と両氏との間で当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の21頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、森学氏及び岩田真吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 市瀬一浩氏の所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社であります株式会社Logotype、株式会社SunFlower、株式会社I.M.Cが保有する株式の数を含めて記載しております。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区新宿 四丁目 3番25号TOKYU REIT新宿ビル7階  
リロコンフォート新宿 ルームA+B



交通： 地下鉄丸ノ内線・副都心線 新宿三丁目駅 E 5 出口より 徒歩約 1 分  
JR山手線・中央線・埼京線 新宿駅 南口より 徒歩約 4 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。